

所沢市汚染土壌処理業の許可に関する手続等を定める要綱

（目的）

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づく汚染土壌処理業の許可又は承認に関し、法及び関係法令に定めるもののほか、必要な手続を定めることにより、汚染土壌の適正な処理を推進するとともに、生活環境の保全及び市民の健康を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「事業計画者」とは、法第22条第1項に規定する汚染土壌処理業の許可又は法第23条第1項に規定する汚染土壌処理業の変更の許可（以下「許可」という。）の申請をしようとする者をいう。

2 この要綱において「事業予定地」とは、許可に係る施設を設置する場所をいう。

3 この要綱において「承認申請者」とは、法第27条の2第1項に規定する汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認、法第27条の3第1項に規定する汚染土壌処理業者の合併若しくは分割の承認又は法第27条の4第1項に規定する汚染土壌処理業の相続の承認（以下「承認」という。）の申請をしようとする者をいう。

4 前3項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（事前協議）

第3条 事業計画者は、許可の申請に先立って、汚染土壌処理業計画書（様式第1号）又は汚染土壌処理業に係る変更計画書（様式第2号）（以下「計画書」という。）の正本1部及び副本1部を市長に提出するものとする。

2 市長は、事業予定地の現地調査の結果及び関係機関の意見等を考慮の上、計画書の審査を行い、その結果を汚染土壌処理業計画書の審査結果通知書（様式第3号）により、事業計画者に通知するものとする。

3 事業計画者は、第2項の審査の結果を踏まえ事業計画の見直しその他必要な措置を講じたときは、その旨を市長に報告し、その承認を受けるものとする。

（周辺地域の住民への周知）

第4条 事業計画者は、前条第2項の通知を受けてから許可の申請を行うまでの

間に、別表に定める周辺地域の住民等に対して計画書の内容を説明するよう努めるものとする。

- 2 事業計画者は、前項の説明を行ったときは、速やかにその結果を市長に報告するとともに、許可の申請書（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第2条第1項又は第8条第1項に規定する申請書をいう。以下「許可申請書」という。）にその概要を示す書面を添付するものとする。

（許可申請）

第5条 事業計画者は、次に定める事項について必要な措置を講じるものとする。

- (1) 汚染土壌処理業計画書の審査結果通知書の指示事項
- (2) 事業を行うために必要な他の法令に基づく許認可等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた事項

- 2 事業計画者は、前項各号の事項について必要な措置を講じた後、許可申請書の正本1部及び副本1部を市長に提出するものとする。

- 3 事業計画者は、審査結果通知書を受けてから2年以内に許可申請書を市長に提出できなかったときは、改めて計画書を提出し、事前協議を経るものとする。

（完成検査）

第6条 事業計画者は、許可の申請に係る施設が完成したときは、施設完成届出書（様式第4号）の正本1部及び副本1部を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の届出書を受理したときは、速やかに当該施設の検査を行い、その結果を施設完成検査通知書（様式第5号）により、事業計画者に通知するものとする。

（承認申請等）

第7条 承認申請者は、承認の申請書（汚染土壌処理業に関する省令第14条第1項、第15条第1項又は第16条第1項に規定する申請書をいう。）の正本1部及び副本1部を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、承認を行うに当たっては、職員に実地に調査を行わせることができる。この場合において、承認申請者は、当該調査に必ず立ち会わなければならない。

（通知）

第8条 市長は、許可又は承認の申請に基づいて許可又は承認をしたときは汚染

土壌処理業許可・承認通知書（様式第6号）により、不許可又は不承認としたときは汚染土壌処理業不許可・不承認通知書（様式第7号）により、事業計画者又は承認申請者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

周辺地域の住民等
事業計画予定地の敷地境界線から概ね200メートル以内に存する住宅の世帯主並びに学校、保育所、幼稚園、病院、老人ホーム、老人福祉施設、障害者福祉施設及び市長が特に必要と認めた施設の事業主